

第1回埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞 募集要項

1. 趣旨

「埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞」は、カスタマーハラスメントの防止のため、就業者が安心して働くことができる就業環境や安定した事業活動を継続できる環境整備に取り組んでいる県内事業者及び事業者団体を表彰することで、事業者及び事業者団体の意欲を向上させるとともに、表彰式等を通じて受賞事例を広く周知し、もって他の事業者及び事業者団体の取組を促進することを目的としています。

2. 主催

埼玉県

3. 表彰の贈呈

(1) 表彰の種類は、次のとおりです。

ア 大賞 事業者部門・事業者団体部門 各1件

イ 奨励賞 若干数

(2) 受賞者には賞状及び副賞を贈呈します。

4. 応募要件

- (1) 埼玉県内に事業所等がある事業者又は埼玉県内に事業所等がある事業者団体であること。
- (2) 埼玉県カスタマーハラスメント防止条例に基づく努力義務について実施済又は実施予定であること（基本方針の作成・公表は実施済であることを必須とする。）。
- (3) 労働関係法令に関する重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するに相応しくないと判断される問題を起こしていないこと。

5. 応募方法

(1) 応募締切日 令和8年10月30日（金）

(2) 提出方法 電子メールからの応募

＜応募手順＞

① カスタマーハラスメント防止対策ポータルサイトにアクセスする。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/customerharassment-boushitaaisaku/torikumihyosho/hyosho.html>

② 応募書（Excel）をダウンロードし、必要事項を記載する。

③ ②で作成した資料を電子メールに添付して送付する。

件名は「埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞」としてください。

※ 事業者団体におかれましては、団体の概要が把握できる資料（組織図等）を併せて送付してください。

【送付先】

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

E-mail a3960-31@pref.saitama.lg.jp

6. 審査方法

審査委員会による書類審査を実施します。

7. 主な審査基準

(1) 事業者部門

- ① カスタマーハラスメントの防止に関する取組（以下「取組」という。）に工夫があり、その工夫は他の事業者（特に中小・小規模事業者）の取組を促すものか。
- ② 取組によりカスタマーハラスメントの防止の効果が確認できるか。
- ③ 取組により就業者が安心して働くことができる就業環境が実現されているか。

(2) 事業者団体部門

- ① 取組に工夫があり、その工夫は他の事業者団体の取組を促すものか。
- ② 取組により事業者のカスタマーハラスメントの防止の効果が確認できるか。
- ③ 取組が事業者が安定した事業活動を継続できることに寄与しているか。

8. 表彰式

表彰式は、令和9年1月下旬にさいたま市内で行う予定です。

※受賞者には別途詳細を御連絡します。

9. 広報活動等

- (1) 応募書類に記載された情報は、表彰の選考及び表彰後の広報活動に使用します。
- (2) 表彰式の様子を「埼玉県カスタマーハラスメント防止対策ポータルサイト」等にて掲載・PRを行う予定です。受賞事業者等においてもPRにお使いいただけます。

※受賞内容について掲載に必要な写真撮影等に御協力をお願いします。

10. スケジュール

募集期間…令和8年7月13日（月）～10月30日（金）

審査期間…令和8年11～12月

受賞者決定…令和8年12月下旬～令和9年1月上旬

11. 応募・問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

TEL 048-830-4518

E-mail a3960-31@pref.saitama.lg.jp

12. 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募書類に基づき、取組内容の詳細についてヒアリングを実施します。ヒアリングの日程等詳細については、後日県から直接御連絡させていただきます。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された内容は公開を前提に作成されたものとして取り扱います。
- (4) 応募資格、募集対象等に違反する事項があった場合及び書類記載内容に虚偽があった場合、失格あるいは受賞を取り消すことがあります。
- (5) 書類に不備がある場合には、再提出を求めることがあります。その際、提出期限までに書類が提出されない場合には、提出を取り下げたものとして見なすことがありますので、御注意ください。
- (6) 応募書類などに記載された個人情報については、本表彰の実施及び埼玉県が行う各種事業の御案内やアンケート調査依頼用途以外には使用いたしません。
- (7) 本表彰参加に関する経費は応募者の負担となります。
- (8) 災害発生等の理由により、スケジュール等が変更になる場合があります。

附 則

この要項は、令和8年7月13日から施行する。